

99/03/09 生活環境審議会水道部会議事録

生活環境審議会水道部会議事録
厚生省水道環境部水道整備課
生活環境審議会水道部会議事次第

日 時 : 平成 11 年 3 月 9 日 (火) 午後 3 時 00 分～ 4 時 40 分

場 所 : 厚生省特別第一会議室

議事次第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 専門委員会の結果報告について
 - (2) 平成 10 年度に講じた施策等について
 - (3) その他
3. 閉 会

(略)

○藤田部会長

ありがとうございました。それでは、この件に関してはそういうことにいたしたいと思います。

それでは、次の施設基準に関するものでございますが、御報告を専門委員会の委員長の眞柄先生、お願いします。

○眞柄委員

施設基準等専門委員会の委員長をしております眞柄でございます。施設基準等専門委員会での検討経緯と、その結果の概要について御報告をいたします。

この専門委員会での検討の対象となっております施設基準は、水道法第 5 条第 4 項において、厚生省令で定めることとされている水道施設についての技術的な基準であります。この施設基準を定めるに当たって、どのような観点から、いかなる内容を盛り込むべきか、平成 9 年 12 月から 6 回にわたり審議を重ねて

まいりました。基準の内容につきましては、地方分権や規制緩和など、水道及び水道行政を取り巻く環境の変化を踏まえ検討いたしまして、基本的な考え方について主な結論を申し上げますと、次のとおりであります。

水道事業者などにおいて、施設の設計・施工に十分な蓄積がなされ、こうした技術的蓄積を背景に、さまざまな創意工夫や新たな技術開発を促進するためにも、施設基準の規定方法は性能基準を原則とすべきであるといったしました。水道施設に使用される資機材などの衛生に関する基準、それから給水する水圧についての基準につきましては、公平性と客観性を確保する観点から、数値を用いて定量的に規定すべきというふうにいたしました。また、施設基準に適合しない施設は改善命令の対象になることなどから、基準の内容は、望ましい水準を規定するというものではなくて、むしろ最低限確保されなければならない水準を規定すべきというふうにいたしました。水道施設は、取水から浄水、配水まで多くの施設の組み合わせによって形成されていることから、個々の施設だけではなくて、施設全体を見て規定を加えることといったしました。こうした考えを踏まえまして、具体的な内容について提案を専門委員会報告として取りまとめております。

この報告を取りまとめるに当たりまして、御協力をいただいた専門委員の関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。出来ますれば、この報告に基づきまして、省令制定等、必要な手続が速やかに行われますとともに、この省令の制定を機会にいたしまして、安全な水を安定的に供給するための新たな取り組みや工夫が積極的になされることを期待いたしております。詳細につきましては、事務局から説明をいただきたいと思います。以上でございます。

○藤田部会長

ありがとうございました。それでは、引き続いて事務局の方からお願いします。

○船橋補佐

では、事務局の方から簡単に説明させていただきたいと思います。今回、施設基準等専門委員会で御検討いただきましたのは、施設基準について、どのような内容を盛り込むべきかということでございますけれども、先ほど委員長の方からも御説明がありましたけれども、まず施設基準について簡単に説明させていただきたいと思います。

水道法第5条の中で「施設基準」という項目がございます。水道施設として満たしていなければならない要件を書いてございます。1項の中では、個別の施設、そういったものについての要件を掲げ、2項では水道施設の位置及び配列、こういったものについて規定をしておりまして、第3項のところで水道施設の

構造及び材質というようなことで、1項から3項までそれぞれ規定されまして、第4項のところで水道施設に関して必要な技術的基準は厚生省令で定めるということが書いてございまして、サイギの意味で施設基準ということで、技術的な基準の内容について専門委員会で御検討いただいた訳でございます。

今まで昭和32年に水道法が制定されて以来、この技術的基準が策定されていなかった訳でございますけれども、これは当時、それだけの技術的な資料がなかったというようなことなり、あるいは昨今の動きで見ますと、地方分権、こういったことが大きな契機となっておりまして、今回策定しなければいけないということになっております。地方分権と施設基準策定の関係でございますけれども、施設基準といいますものが、水道法の中の位置づけとしまして、第8条の中で認可の基準というのがございます。この中の第3項におきまして、水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することと書いてございまして、認可の基準ということで施設基準が位置づけられております。ところが、地方分権推進計画の中で、再来年度、地方分権が進みますけれども、そうしますと、今まで水道法の認可は、例えば水道事業ですと5万人以下の給水人口については都道府県知事が認可をしていた訳ですけれども、これは今まで機関委任事務という位置づけでございましたけれども、これからは地方自治体の固有の自治事務ということになります。そうしますと、5万人を超えるもの、それから5万人以下のもの、これは国と都道府県知事でそれぞれ分けて認可をするということになりますので、この認可の基準がそれぞれ異なってはまずいということもありまして、この施設基準を明確に定める必要があるということでございます。

そういった背景をもちまして、一昨年の12月22日から昨年の12月16日まで、合計6回でございますけれども、専門委員会の中で施設基準の内容について御議論いただきました。その検討の内容、あるいは考え方について簡単に説明させていただきますと、先ほど施設基準をつくらなければいけないという背景をご説明しましたけれども、規定を考える際に配慮しなければいけない内容というものがあろう。時代が大きく変化している中で、そういった時代の変化にも対応出来る、そういったものにも対応した基準とすべきであろうということで、二つほど大きな世の中の流れというものを考慮しながら検討していきました。

一つは、規制緩和の推進。これは行政の関与として、事前チェックから事後チェック型に移る。あるいは、事業者の考え方も自己責任を原則にしていくといったものがあるかと思えます。それから、公共工事コスト縮減。これは、平成9年から政府一体となって取り組んでございますけれども、この中でも効率的な施設の計画・設計、こういったものを抜本的に見直して考えていくべきではないかというような話。あるいは、新技術を導入・活用していく。あるいは、活用しやすいように基準類については見直していくといったようなことが書かれており

まして、こういったものを念頭に置きながら基準検討をしていかなければいけないだろうということ考えてきました。

そして、具体的な内容の中で、先ほど委員長の方からも御説明がありましたけれども基本的な考えの大きなものの一つは、この施設基準を性能基準として定めるということでございます。先ほども少し御説明がありましたけれども、繰り返しになりますが、まず性能基準を原則とすべきという背景でございまして、一つは、水道の普及率が平成9年度末現在で96.1%に達している。こういった状況の中で、水道事業者の間におきましても、施設の設計あるいは施工に対しての十分な蓄積がなされてきている。そういったことですので、細かい規定をわざわざする必要はないだろうということ。それから、今までに培われてきました技術的な蓄積を背景にして、水道事業者の方々の裁量を高め、創意工夫、施設の効率的な設計、あるいは施設に使われる部材等については、新たな素材等を含めた新技術、こういったものを取り入れられるようにする必要があろうということで、性能基準ということをお大原則に考えていった訳でございまして。

それからもう一つ、施設基準の性格として、まず最低限確保されなければいけない水準を規定すべきであろうというのがございます。望ましい水準・基準ではなくて、最低限確保されていなければいけない水準・基準というものを規定すべきではないかということをお柱として掲げております。これは、この施設基準が水道法の中の位置づけでどのようになっているかということにも関係してきます。例えば、先ほど申しましたように認可の基準の一つになっているということ。あるいは、水道技術管理者の行うべきことということで、施設基準に施設が常時適合しているということを確認するといったような内容があります。それから、その施設が適合しなくなった場合には、施設改善命令を出すことが出来るということで、施設改善命令の判断基準になっている。こういった三つの位置づけからして、最低限の水準を定めようということでございます。

具体的な例でいきますと、今回、配水管の中におきます水圧を規定しておりますけれども、具体的な数字では150Kパスカルという数字を使っておりますけれども、これは大体2階建ての建物には十分給水出来るという水圧でございまして。これが、現在、厚生省でも進めております直接直圧式の給水、こういったもので3階建て、5階建てというのを次の段階として目指しておりますけれども、例えば5階ですと300Kパスカルとかこういった数字になる訳でございましてけれども、こういった望ましいところの数字を書くのではなくて、最低限2階建てまでは日本全国保証しなければいけないだろうという考え方で、最低限の水準というような書き方で基準を考えているということでございます。

続きまして、規定の中身として、大きなポイントとして幾つかございまして、

それについて説明させていただきます。

まず、水道施設でございますけれども、取水施設から貯水施設、導水施設、浄水施設送水施設、配水施設と非常に多岐にわたる工程がありまして、施設全体では非常に複雑になっております。そういったことで、個別の施設につきましての基準を定めることは当然ではございますけれども、水道施設全体についての基準を考えていかなければいけないだろうということで、施設全体の視点・観点からの規定ということも考えてございます。具体的には、全体の施設を設定するに当たって、取水地点をどう捉えるかというのが重要であるということも規定しております。すなわち、浄水施設で取水した原水を浄水する訳でございますけれども、浄水施設に負荷をかけるということだけではなくて取水地点をいかに良好な原水を取水するかということも踏まえて、全体的に効率的な配列にするということでございます。

それから、例えば需要量の変動、これは水道事業者によってそれぞれ違ったものを持っております。1年間のうち1日最大給水量になるような大きな値が数日間しかない。例えば観光地のようなところだと、そういった状態がございますので、その1日最大給水量を前提に施設設計をするのは効率的でない場合もあります。そういったことで、施設の設定に当たりまして、貯留施設と常時動かす施設、そういったものとの組み合わせを需要量の変動に合わせまして効率的な設計としてくださいということで、施設全体の観点からの規定を掲げております。

続きまして、水道施設に使用される資機材に対する構造及び材質基準でございますけれども、水道法の中では、水の汚染のおそれがないもの、十分な耐力を有するもの、あるいは水が漏れるおそれがないことと書いてございますけれども、そういったものについて更に具体化する必要があるということで考えてございます。強度、耐久性、耐磨耗性、耐食性、そういったものにつきましては、個々に使われる場所によってかなり違ってきます。強度ですと、水圧が高いところでしたら、それに耐えられるような強いものを使う、水圧が弱いところでしたら、それに耐えられる程度で十分な訳ですから、そういった使用される場所によって違ってくるということで、これは場所場所によって決められてきますので、一律の数字は決められない。ところが、衛生に関する基準につきましては、やはり水質基準という客観的な基準がありますので、そういったものとの関係を考えていきますと、材料から溶出してくる物質は水質基準の10%とか、そういった定量的な数値で規定しまして、それ以上は溶出してはいけないというようなことで規定しようというふうに考えております。これは、一昨年に給水装置の構造・材質基準を策定しました考え方と同様な考え方で整理しております。

それから、水質基準の中では、公平性とか客観性といったものを確保する観点

から、今言いましたような資機材の衛生に関する基準だけではなくて、配水管の水質、そういったものに対しても規定しております。先ほど直接直圧式の給水ということで説明させていただきましたけれども、配水管内の水圧ということで、最小動水圧という規定、それから最大静水圧、こういった二つの水圧につきましては、数値を使って規定しております。この配水管内の水圧と資機材の衛生に関する基準以外は、今回の基準の中では数値を使わないということで考えております。

それから、平成7年1月の阪神淡路大震災の教訓を踏まえまして、耐震設計の考え方では、重要な施設に対しては、それに応じたような地震強さを設定してやる。重要度の高いものに対しては、強い地震に対しても耐えられるように。配水管のように、ある程度全部磨耗するということではなくて、復旧のしやすさということも前提に考えるものに対しては、重要度の高いものほど強い地震に対して耐えられなくてもよいというような感じで、2段階といいますか、段階を分けて設計するのもよろしいということで規定しております。

それから、先ほども水道事業者等の自由な設計を拘束しないように、裁量の自由度を高めるという話がありましたけれども、規定の考え方としましても、具体的な4段階程度にものを分けていくべきということで規定が書いてあります。

まず、第1番目には、施設が有すべき機能要件ということで、その施設が有していなければいけない根幹的な機能要件というものを初めに書いていきまして、その次には、その要件を満たすために、効率的かつ合理的な施設とすべき選定をして、これは位置とか配列、形式になる訳でございますけれども、こういった選定要件を次に掲げている。そして3番目には、こういった施設であっても、例えば取水施設や貯水施設、それぞれの施設において共通して具備していなければいけないような施設の要件、こういったものを3番目にまとめて規定していくというふうに考えてございます。最後、4番目に、個別の施設として、例えば急速濾過法とか、そういった個別の施設が出てきた場合には1と2で掲げている要件、すなわち施設として有すべき要件、あるいは形式等の選定要件、こういったことを踏まえまして、具備していなければいけない個別の要件として掲げるというような形で、段階を踏んで規定をするということで、水道事業者の方々の自由な設計というのを出来るだけしやすいような形とするような規定の方法も考えるべきであるということで提案いただいております。

以上のような規定のポイントといいますか、方針をもとに、具体的な考え方につきましては、この報告書の中にもございますけれども、別紙のところでございますけれども具体的に提案していただいております。ただ、今回の中では、衛生に関する基準等を定めましたが、これに対する具体的な試験の方法等、詰めが終わってございませんので、こういったことも今後詰めていく必要があると

ということなり、そういった試験方法を定めるに当たりましては、国際的な調和ということをも十分加味する必要があるであろうということで、そういったことを踏まえながら、日本におかれて使われている水道施設の使用状況等を踏まえて、試験方法を具体的に詰める必要があるというようなことも御提案をいただいております。今後、こういった事項をまた専門委員会の中で御提案しながら詰めていくということで考えてございます。

非常にはしよった説明になりましたけれども、以上が施設基準等専門委員会と考えてきた主なポイント等でございます。今回、報告書という形で専門委員会の検討内容を整理してございますけれども、本日の部会が終わりましたら、公表というような形で考えている次第でございます。以上でございます。

○藤田部会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に何か御質問ございますでしょうか。

○高木委員

今まで省令がなかったということですが、今回のものは省令にされるということですね。

○船橋補佐

そういうことでございます。

○藤田部会長

ほかにはいかがでしょうか。

○住友委員

これは、むしろ委員長にお伺いしたいんですけれども、先ほどの質問とも絡むのですが、要するに、毒性の急性影響と慢性影響、特に急性の問題は医学的に断じればいいと思うのですが、慢性のところが非常に気になるのですが、簡単に言いますと、70年間飲み続ければ害があると。別表の第1を満たすことが施設として、勿論それが望ましいには違いないのですが、ある程度国民の合意というか、御意見を得ながら決めていくような側面もあるのではないかとということで、私が先ほど申し上げたのは、特に変な備考を書く訳じゃなくて、目標値とか規制値とか、慢性影響からきたものであるとか、そういうことを意識していたのですが、施設基準を考える上でその辺の慢性影響的な基準というのはどんなふうにかえられたか。理念的なところだけで結構ですが、ちょっとお教えいただければあり

がたいと思います。

○眞柄委員

別表第1がございますが、給水器具についての溶出試験の考え方に原則的に準じておりまして、水質基準の見直しを行いましたが、あの水質基準の値の10%を基本として、いわゆる資機材の溶出基準ということにしております。ですから、逆に言えば、水質基準というか、給水栓で資機材関係で溶出するものについては基準値の10分の1であるということで、そういう意味では、かなり安全側にとってこれは決めているということでもあります。

○住友委員

慢性と急性は余り変わらないんですか。

○眞柄委員

基本的には、シアンのような急性毒性を持っているものがありますが、ほとんどは慢性毒性をベースに、生涯暴露を前提に数値が決められております。

○藤田部会長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほどの御質問にもございましたけれども、これは、いずれ省令が制定されるものだと思いますが、専門委員会の皆さんには、短期間で密実な御意見を賜ってつくられたと聞いております。御苦勞、どうもありがとうございます。それでは、本専門委員会の報告について、この委員会は了承したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(略)